

佐賀県訓令甲第9号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年10月6日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、 <u>政策調整監(甲)</u> 及び当該 <u>政策調整監(甲)</u> が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、 <u>調整監からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u> をいう。 (5)～(7) 略 (8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、 <u>政策調整監(甲)</u> (<u>政策調整監(甲)</u> 及び当該 <u>政策調整監(甲)</u>)が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれ	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、 <u>政策調整監(乙)</u> (当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する <u>政策調整監(甲)</u>)のうちから知事が指定する職員(この号及び第8号において単に「政策調整監」という。)及び当該 <u>政策調整監</u> が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。 (5)～(7) 略 (8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、 <u>政策調整監</u> (<u>政策調整監</u> 及び当該 <u>政策調整監</u> が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者か

改正前	改正後
<p>た職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)、<u>調整監(調整監からなる組織が置かれた場合に限る。)</u>並びに推進監(推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)をいう。</p> <p>(9)～(22) 略</p> <p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、政策調整監(甲)専決事項、<u>調整監専決事項</u>、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「²丙」、課長(<u>政策調整監(甲)及び調整監を除く。</u>)専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、運航安全管理監専決事項、団体検査・指導監専決事項、<u>政策調整監(乙)専決事項</u>、さがデザイン推進監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び隊長専決事項については「²丁」、係長専決事項及び副隊長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>らなる組織が置かれた場合に限る。)並びに推進監(推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)をいう。</p> <p>(9)～(22) 略</p> <p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、政策調整監(甲)専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「²丙」、課長専決事項及び<u>政策調整監(乙)専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、<u>調整監専決事項</u>、国民保護・防災対策監専決事項、運航安全管理監専決事項、団体検査・指導監専決事項、<u>政策調整監(丙)専決事項</u>、さがデザイン推進監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び隊長専決事項については「²丁」、係長専決事項及び副隊長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(甲)及び当該政策調整監(甲)が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(乙)(当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する政策調整監(甲))のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第3条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(乙)(当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する政策調整監(甲))のうちから知事が指定する職員</u></p>

改正前	改正後
(3)～(13) 略	<p>及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第4条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 <u>政策調整監（甲）</u>並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>調整監</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 <u>政策調整監（乙）</u>（当該職が置かれていない場合は、<u>当該職が推進すべき事務を総括する政策調整監（甲）</u>）のうちから知事が指定する職員並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>(9)～(11)</u> 略</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>政策調整監 (乙)</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、政策総括監があらかじめ指名する政策調整監(甲)がその事務を代決することができる。</p> <p>8 政策調整監(甲)が専決することができる事務について、政策調整監(甲)が不在のときは、当該政策調整監(甲)が<u>指揮監督する政策調整監(乙)、さがデザイン推進監及び副課長のうちから、当該政策調整監(甲)があらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>9 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、<u>主として政策の調整を総括する政策調整監(甲)又はさがデザイン推進監がその事務を代決することができる。</u></p>	<p><u>(8)～(10)</u> 略</p> <p><u>(11) 政策調整監 (乙)</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>調整監</u></p> <p><u>(3) 政策調整監 (丙)</u></p> <p><u>(4)～(8)</u> 略</p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、政策総括監があらかじめ指名する政策調整監(甲) <u>又は政策調整監(乙)</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>8 政策調整監(甲)が専決することができる事務について、政策調整監(甲)が不在のときは、当該政策調整監(甲)が<u>あらかじめ指名する政策調整監(乙)若しくは政策調整監(丙)、さがデザイン推進監又は副課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>9 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、<u>さがデザイン総括監があらかじめ指名する政策調整監(甲)若しくは政策調整監(乙)又はさがデザイン推進監がその事務を代決することができる。</u></p>

改正前	改正後												
<p>10～13 略</p> <p>14 <u>調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、政策部長がその事務を決裁するものとする。</u> (課長等の代決者等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>政策調整監(乙)が専決することができる事務について、政策調整監(乙)が不在のときは、当該政策調整監(乙)を指揮監督する政策調整監(甲)がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>4 さがデザイン推進監が専決することができる事務について、さがデザイン推進監が不在のときは、<u>主として</u>政策の調整を総括する政策調整監(甲)がその事務を決裁するものとする。</p> <p>5～9 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>	<p>10～13 略</p> <p>(課長等の代決者等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>政策調整監(乙)が専決することができる事務について、政策調整監(乙)が不在のときは、当該政策調整監(乙)があらかじめ指名する政策調整監(丙)又は副課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>4 <u>調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、企画の調整を総括する政策調整監(甲)又は企画の調整を推進する政策調整監(乙)がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>5 <u>政策調整監(丙)が専決することができる事務について、政策調整監(丙)が不在のときは、当該政策調整監(丙)が推進する事務を総括する政策調整監(甲)又は当該事務を推進する政策調整監(乙)がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>6 さがデザイン推進監が専決することができる事務について、さがデザイン推進監が不在のときは、政策の調整を総括する政策調整監(甲)又は政策の調整を推進する政策調整監(乙)がその事務を決裁するものとする。</p> <p>7～11 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統</td> <td>自己の旅行命令に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統	自己の旅行命令に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種類</th> <th>事務委任先</th> <th>委任する事務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅行命令に関する事務</td> <td>副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統</td> <td>自己の旅行命令に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統	自己の旅行命令に関すること
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統	自己の旅行命令に関すること											
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容											
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統	自己の旅行命令に関すること											

改正前		改正後	
	<p>括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（甲）、<u>調整監</u>、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長</p>		<p>括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（甲）、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、<u>政策調整監（乙）</u>、推進監及び出納局長</p>
	略		略
<p>政策調整監（甲）及び推進監</p>	<p>特定政策組織（<u>政策調整監（甲）</u>）及び当該政策調整監（甲）が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある職員からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命令に関すること</p>	<p>政策調整監（甲）、<u>政策調整監（乙）</u>及び推進監</p>	<p>特定政策組織（<u>政策調整監（乙）</u>）（当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する政策調整監（甲））のうちから知事が指定する職員並びに当該職員が指揮監督する調整監及び組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命令に関</p>

改正前			改正後		
					すること
時間外勤務の命令に関する事務	略 政策調整監（甲）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること	時間外勤務の命令に関する事務	略 政策調整監（甲）、 <u>政策調整監（乙）</u> 及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>調整監</u> 、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監（甲）</u> 、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>政策調整監（乙）</u> 、 <u>推進監</u> 及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること
	略 政策調整監（甲）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること		略 政策調整監（甲）、 <u>政策調整監（乙）</u> 及び推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>調整監</u> 、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、課	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監（甲）</u> 、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>政策調</u>	自己の週休日の振替に関すること

改正前			改正後		
	長、推進監及び出納局長			整監（乙）、推進監及び出納局長	
	略			略	
	政策調整監（甲）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること		政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	略		時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	略	
	政策調整監（甲）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること		政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること
休日の代休 日の指定に 関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（甲）、調整監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休 日の指定に 関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（甲）、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監（乙）、推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること
	略			略	
	政策調整監（甲）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務	会計管理者、部長、情報	自己の宿日直勤務の命	宿日直勤務	会計管理者、部長、情報	自己の宿日直勤務の命

改正前			改正後		
の命令に関する事務	統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（甲）、調整監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	令に関すること	の命令に関する事務	統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、政策調整監（甲）、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監（乙）、推進監及び出納局長	令に関すること
	略			略	
	政策調整監（甲）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第3（第4条、第5条関係）

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略				
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>23</u> <u>総務</u> <u>企画</u> <u>課</u>	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「 <u>SAGA2023</u> 」という。）の総合			<u>SAGA2023</u> の総合的な企画及び調整に関する事務を処理すること

別表第3（第4条、第5条関係）

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略				
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> <u>総務</u> <u>企画</u> <u>課</u>	国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「 <u>SAGA2024</u> 」という。）の総合			<u>SAGA2024</u> の総合的な企画及び調整に関する事務を処理すること

改正前					改正後				
	的な企画及び調整に関する事務					的な企画及び調整に関する事務			
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>23</u> 総務 企画 課	<u>SAGA2</u> <u>023</u> の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事務			<u>SAGA20</u> <u>23</u> の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事務を処理すること	<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> 総務 企画 課	<u>SAGA2</u> <u>024</u> の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事務			<u>SAGA20</u> <u>24</u> の広報、県民運動、募金及び企業協賛に関する事務を処理すること
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>23</u> 総務 企画 課	略				<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> 総務 企画 課	略			
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>23</u> 競技 式典 課	略				<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> 競技 式典 課	略			
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u>	<u>SAGA2</u> <u>023</u> の式典に関する			<u>SAGA20</u> <u>23</u> の式典に関する事務を	<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u>	<u>SAGA2</u> <u>024</u> の式典に関する			<u>SAGA20</u> <u>24</u> の式典に関する事務を

改正前					改正後				
<u>23</u> <u>競技</u> <u>式典</u> <u>課</u>	事務			処理すること	<u>24</u> <u>競技</u> <u>式典</u> <u>課</u>	事務			処理すること
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>23</u> <u>施設</u> <u>調整</u> <u>課</u>	<u>SAGA2</u> <u>023</u> の施設に関する事務			<u>SAGA20</u> <u>23</u> の施設に関する事務を処理すること	<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> <u>施設</u> <u>調整</u> <u>課</u>	<u>SAGA2</u> <u>024</u> の施設に関する事務			<u>SAGA20</u> <u>24</u> の施設に関する事務を処理すること
<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>23</u> <u>施設</u> <u>調整</u> <u>課</u>	<u>SAGA2</u> <u>023</u> の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務			<u>SAGA20</u> <u>23</u> の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務を処理すること	<u>SA</u> <u>GA</u> <u>20</u> <u>24</u> <u>施設</u> <u>調整</u> <u>課</u>	<u>SAGA2</u> <u>024</u> の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務			<u>SAGA20</u> <u>24</u> の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事務を処理すること
略					略				
<u>こども</u> <u>家庭</u> <u>課</u>	母子世帯、 <u>寡婦世帯</u> 及び <u>父子世帯</u> の福祉に関する事務	略			<u>こども</u> <u>家庭</u> <u>課</u>	母子世帯、 <u>父子世帯</u> 及び <u>寡婦世帯</u> の福祉に関する事務	略		
<u>こども</u> <u>家庭</u> <u>課</u>					<u>こども</u> <u>家庭</u> <u>課</u>	<u>子どもの貧困対策の推</u>		<u>子どもの貧困対策の推</u>	<u>1</u> <u>子どもの貧困対策の</u>

改正前				改正後				
				庭課	<u>進に関する事務</u>		<u>進に関する法律の運用指導方針に関すること</u>	<u>推進に関する法律の運用指導に関すること</u> <u>2 子どもの貧困に関する調査及び研究等に関すること</u>
こども家庭課	要保護女子の保護更生に関する事務	略		こども家庭課	要保護女子の保護更生に関する事務	略		
略				略				
流通・貿易課	卸売市場に関する事務		<u>1 卸売市場整備計画の決定に関すること</u> <u>2 卸売市場の開設及び卸売業務の許可並びに許可の取消しに関すること</u>	流通・貿易課	卸売市場に関する事務		<u>卸売市場の認定及び認定の取消しに関すること</u>	<u>1 卸売市場の変更の認定に関すること</u> <u>2 卸売市場の休止及び廃止の届出の受理に関すること</u>

改正前					改正後								
				<u>3 卸売市場の廃止の許可に関すること</u> <u>4 卸売市場の開設者及び卸売業者の営業譲渡、合併、分割又は相続の認可に関すること</u> <u>5 卸売市場業務の停止を命ずること</u> <u>6 卸売市場の開設者及び卸売業者に対する業務又は会計についての改善命令に関</u>					<u>3 卸売市場の開設者及び卸売業者からの報告の徴収及び立入検査に関すること</u> <u>4 卸売市場の指導に関すること</u>				<u>3 卸売市場の開設者に対する指導及び助言並びに措置命令に関すること</u> <u>4 卸売市場の運営状況の報告の受理に関すること</u> <u>5 卸売市場の開設者に対する報告の徴収及び立入検査等に関すること</u>

改正前					改正後				
			すること						
略					略				
園芸課	肥料及び農薬に関する事務		1 略 2 肥料取締法に基づく審査請求の処理に関すること	1～6 略 7 肥料取締法に基づく聴聞に関すること 8・9 略	園芸課	肥料及び農薬に関する事務		1 略 2 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく審査請求の処理に関すること	1～6 略 7 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく聴聞に関すること 8・9 略
略					略				

附 則

この訓令は、令和2年10月7日から施行する。ただし、第4条の別表第3の園芸課の肥料及び農薬に関する事務の項の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。